

社会福祉法人岳陽会
役員、評議員、評議員選任・解任委員
及び苦情解決委員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岳陽会（以下「法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決委員の報酬等に関して定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。

(報酬の額の決定)

- 第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
2. この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
 3. 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

(報酬の支給)

- 第4条 役員等には、別表により報酬を支払うことができる。
2. 報酬の支払い額は、源泉徴収額を差し引いた額とする。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって、当日支給するものとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行される。
2. この規程は、令和2年7月1日から施行される。

別表（報酬額）

職 名	区 分	報 酬
理事長	役員会出席日額	10,000円
理 事	役員会出席日額	10,000円
監 事	役員会、監査会出席日額	10,000円
評議員	評議員会出席日額	10,000円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会出席日額	10,000円
苦情解決委員	苦情解決委員会	10,000円